

ガソリンのギフト券

取扱マニュアル

Ver.2.0



全国石油業共済協同組合連合会

2022年3月

目次

はじめに	: 1
------	-----

第1章 取扱店ガイド

1-1. 「ガソリンのギフト券」概要	: 2
1-2. 事業概要	: 3
1-3. 事前準備	: 4
1-4. ギフト券利用への対応	: 5
1-5. POS操作・経理処理	: 8
1-6. ギフト券の換金	: 10
1-7. ギフト券の販売	: 14
1-8. webサイト	: 16
1-9. 取扱店に関するQ&A	: 19
1-10. 様式・周知ツール・約款	: 20
ガソリンのギフト券 取扱店約款	: 22
ガソリンのギフト券 利用約款	: 24

第2章 販売店ガイド

2-1. 販売店制度の概要	: 25
2-2. 販売店の掲示	: 25
2-3. 販売店制度の取引条件	: 26
2-4. ギフト券の注文方法	: 27
2-5. 販売時の注意事項	: 28
2-6. 販売店に関するQ&A	: 29
ガソリンのギフト券 販売店約款	: 30

ニュースレターについて	: 32
-------------	------

組合連絡先	: 33
-------	------

各種問合せ先	: 34
--------	------

はじめに

各種業界でお客様へのギフト商品、キャンペーンのノベルティとして各種商品券が活用されています。

中小企業団体が発行する商品券では、組合員が扱う商品を交換対象とする商品券を発行することで、ギフト市場での普及を図り、組合員の販売機会の拡大に取り組んでいます。

全石連が発行する商品券＝「ガソリンのギフト券」は、組合員が運営する店舗(SS・燃料店)で取り扱う石油製品、商品、サービスと幅広く交換できる「商品券」です。自動車ユーザー向けのギフト品として実用性の高い商品券であり、自動車ユーザーからも喜ばれる商品券です。

商品券は主に一般消費者が使用するものであることから、消費者保護を図るため、商品券事業の運営は、「資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）」に従って行わなければなりません。発行者に要求される組織態勢の整備、供託金の供託、取扱店の管理、監督官庁への定期報告などを遵守しなくてはなりません。本マニュアルはそうした観点も踏まえた内容になっています。

「ガソリンのギフト券」は、全石連が発行し、組合員がギフト券を使える店舗となり、石油組合が取扱店の募集とギフト券の購入取次を行う、というそれぞれの役割を担って運営される組織的事業です。

現在様々な業種で流通している商品券の形態は、紙式、磁気カード式、I C 式、サーバ式と多様化、複雑化していますが、「ガソリンのギフト券」事業は、組合員の皆様に新たな費用負担、設備投資が発生しない事業形態として紙式で運用を開始します。

これまでの共同事業での対象は主に組合員となっていましたが、「ガソリンのギフト券」事業の対象は員外である法人、消費者が主となり、全く新しい分野での共同事業であり、大きな可能性を秘めているといえます。

組合員の皆様に「ガソリンのギフト券」の取扱店、また販売店になっていただくことで、ギフト券の認知度、利便性を高め、自動車ユーザーに喜ばれる「商品券」、自動車ユーザーに贈りたくなる「商品券」として普及・拡大に努めて参りますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1-1.「ガソリンのギフト券」概要



ギフト券名称	ガソリンのギフト券
発行者	全国石油業共済協同組合連合会(関東財務局長第00745号)
取扱店・ 販売店資格	石油組合の組合員
参加費用	参加費・会費等はありません。
発行券種	紙式ギフト券 1種類 (1,000円券)
希望小売価格	1,100円 / 枚 ※ 差額の100円は流通経費としてご購入者様にご負担いただきます。
有効期限	あり (4年9ヵ月～2年10ヶ月 ※購入時期による) P10参照
利用できるもの	事業に参加するSS・燃料店で取り扱う商品やサービス ※ 対象商品は経営者ごとに判断していただく
利用場所	事業に参加する組合員 (SS・燃料店) のみ (WEBサイト上で検索が可能)
購入方法	都道府県石油組合を通じて、全石連が販売する。 「ガソリンのギフト券」WEBサイトから購入申込を受け付ける。 販売店経由で販売する。

ガソリンのギフト券 概要 説明動画

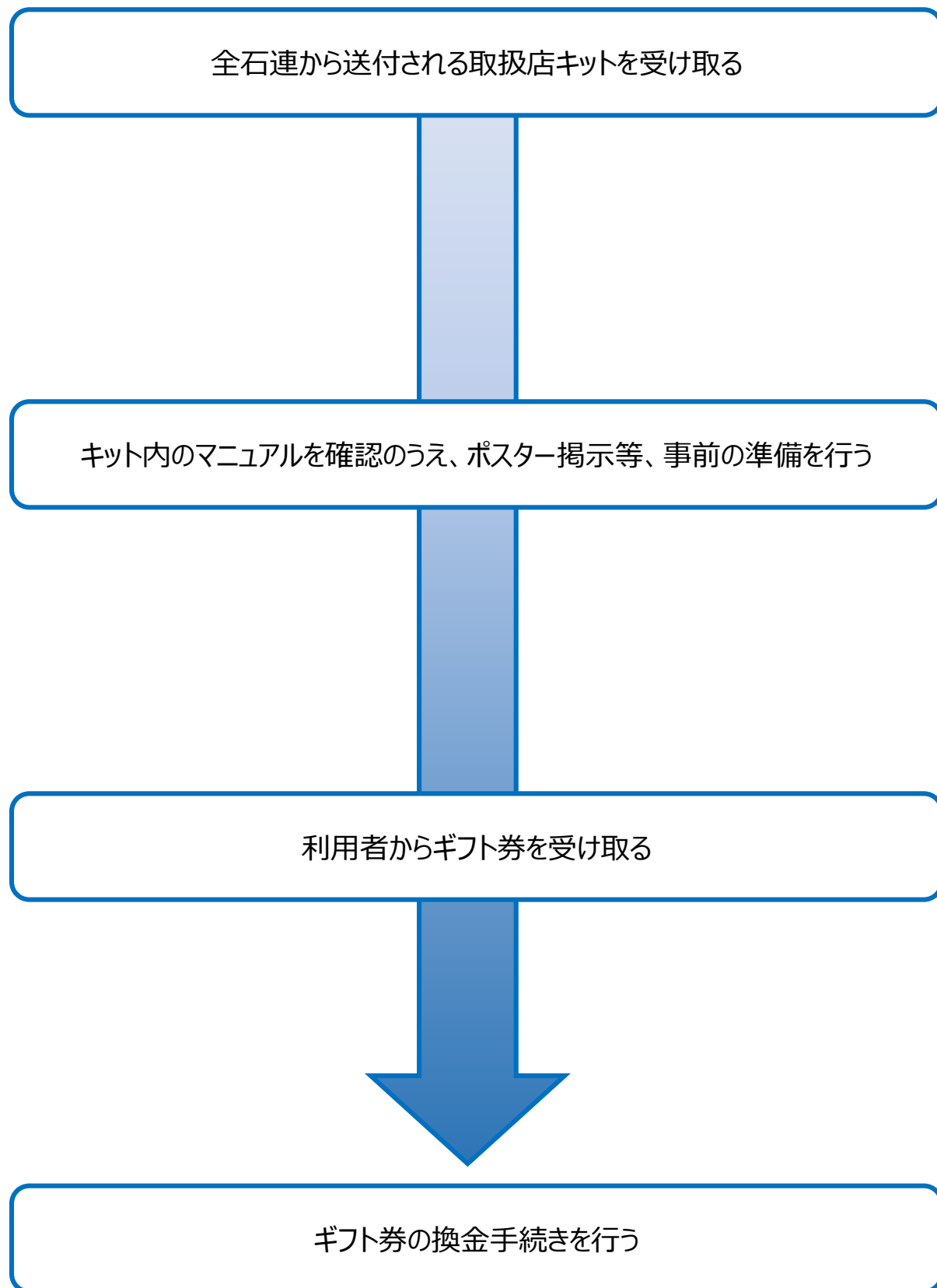


ガソリンのギフト券の事業概要の説明動画を公開しています。
右記QRコード、下記URLからアクセスしてご覧ください。



【動画URL】 (Youtube)
<https://www.youtube.com/watch?v=OC6GK7rP5NA>

1-2. 事業概要 < 全体の流れ >

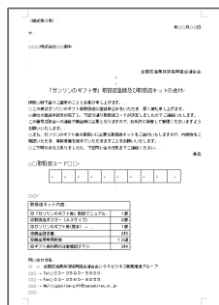


1-3. 事前準備 < 取扱店キットの確認 >

取扱店キットには、以下の内容物が封入されています。

内容物に過不足ないかご確認ください。

取扱店コードのご連絡・換金請求書・換金用専用封筒は、1社に1セットずつご用意しております。
マニュアル・取扱店ポスター・利用上のお願いPOP・見本券は、SS数に応じてご用意しています。



1. 取扱店コードのご連絡



2. 取扱マニュアル：1部



3. 取扱店ポスター(A1サイズ) 店頭の見やすい位置に 掲示してください。



4. 利用上のお願いPOP (A4)

計量機周辺に
掲示してください。

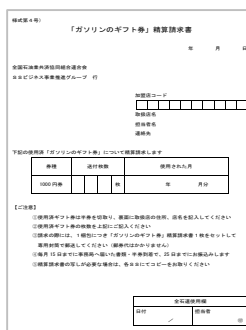


5. 見本券



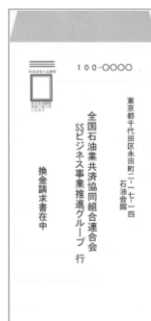
6. 見本券封筒

5. 見本券を入れて送付します。



7. 換金請求書

コピーしてご利用ください。
石油広場HPからもダウンロードできます。



8. 換金用専用封筒

追加のご要望は
全石連へご連絡ください

**当店で
購入できます**

9. 販売店掲示ステッカー

追加のご要望は
全石連へご連絡ください

1-4. ギフト券利用への対応 < ギフト券利用の流れ >

**ギフト券を利用する場合は、利用前に申し出てもらうよう周知してください。
また、使用できない商品・サービスがある場合は事前にお伝えしてください。**

ギフト券の利用では、お釣りが出ないこと、返品が出来ないことを伝える

裏面に取扱店印が押印されていないか、
ギフト券が切り取られていないかを確認

有効期限切れでないか、ギフト券に偽造の疑いがないか確認

P O S 操作

商品・サービスの提供

裏面のキリトリ線に沿ってギフト券を切り取り、換金完了まで保管

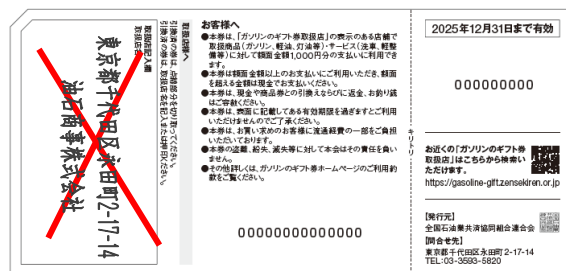
1-4. ギフト券利用への対応 < ギフト券取扱いの対応 >

(1) 利用枚数と利用に際しての注意事項の説明

- ギフト券の利用枚数の確認
- **お釣りを出せないことを伝える**
- ギフト券で購入した商品やサービスの返品はできないことを伝える

(2) 裏面に取扱店舗(SS・燃料店)印が押印されていないかを確認

押印されているものは他の取扱店で利用済みとみなすため、利用できません。

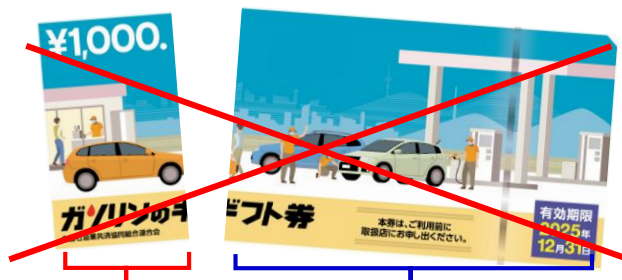


換金用半券

取扱店用控

(3) 取扱店舗控え部分が切り取られていないか確認

券が切り取られているものは利用できません。



取扱店用控

換金用半券

偽造確認のポイント



①透かし模様

ホログラムの左右(約37mmの範囲)に、透かし模様が入っています。

③マイクロテキスト

文字高さ0.25mmの極小文字で「ZENSEKIREN」が連続印刷されています。肉眼では判別できません。

②ホログラム入り専用用紙

幅1.2mmのホログラムが紙にすき込まれています。

1-4. ギフト券利用への対応 < ギフト券取扱いの準備と対応 >

(4) 有効期限内の利用か確認

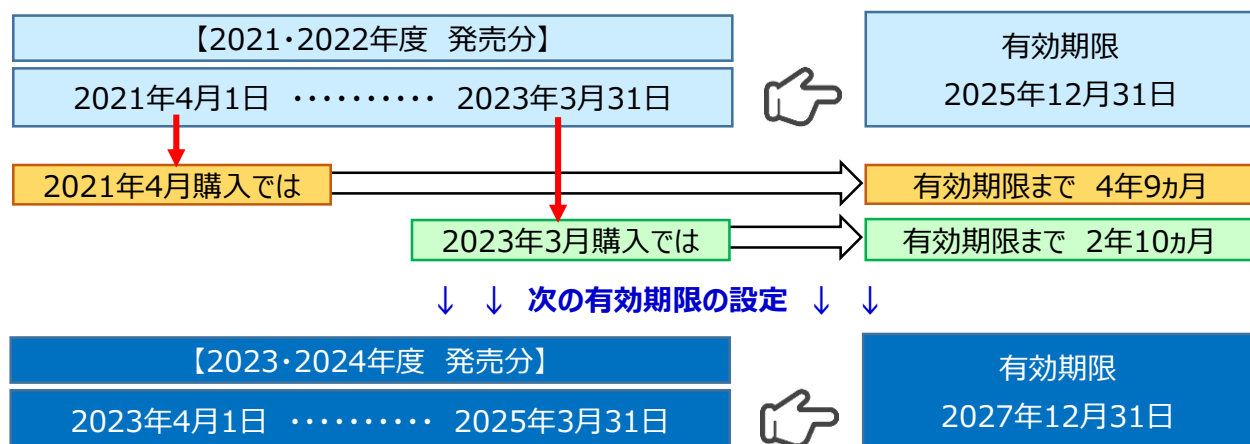
券面右下に記載されている有効期限内のものかどうかご確認ください。
有効期限を過ぎたものは利用できないこと、交換や返品も一切受け付けないことをお伝えください。



有効期限
2025年
12月31日

**有効期限内の利用で
あることをご確認ください。**

ギフト券は、2年度毎に有効期限を変更する仕組みになっています。
発売開始初年度の初日（基準日）から4年後に来る12月31日を有効期限とします。
2021年度、2022年度（2021年4月～2023年3月）に販売するギフト券の有効期限は、
2021年4月1日から4年後の2025年12月31日になります。
購入時期によって有効期限までの期間が変わりますが、最短でも2年10ヶ月確保しています。



- 有効期限の切れたギフト券は、取扱店で利用されても換金には応じられません。
- 有効期限が切れる月に利用されたギフト券は、翌々月の換金締切日までに換金手続きを行ってください。
翌々月より後の換金締切日に到着した分は有効期限切れのギフト券とみなし、換金に応じられないので、ご注意ください。

例) 2025年12月31日有効期限のギフト券が2025年12月中に使われた場合は、
2026年2月10日必着で送付してください。同年2月11日以降に到着した場合は換金いたしません。

(7) ギフト券受領

ギフト券を受領し、額面分商品・サービスを提供してください。

※ 給油する場合のPOS操作の一例は 8頁以降をご覧ください。

(8) ギフト券裏面への押印

ギフト券の裏面の取扱店記入欄に社印の押印もしくは社名の記載をしてください。

1-5. POS操作・経理処理

ギフト券をPOSで処理するには、(1) 現金扱い、(2) 掛売扱い、の2通りの方法があります。
フルSSとセルフSSでも操作手順が一部異なります。

本マニュアルで紹介する事例は、紙式の地域商品券の取扱いをされているSSの事例です。
お使いのPOS機器により操作方法が異なるので、詳しくはPOS機器メーカーにお問い合わせください。
なお、経理処理については、お取引のある税理士とご相談されることをお勧めします。

(1) フルSSの場合

フルSSでは給油前に支払方法を確認される際に、ギフト券の利用の有無をご確認ください。

● 現金扱い

- ① ギフト券をお使いの場合はお釣りが出ないこと、千円未満は現金でお支払いいただくことをお客様にお伝えください。
- ② POS設定で「現金」扱いで給油を行います。
- ③ 給油終了後、給油代金とギフト券額面の差額を現金で受け取ります。
給油代金が3,500円であれば、ギフト券3枚と現金500円を受け取ります。



【経理処理】

当日のレジ内の現金残高とPOS上での現金残高の差額となるギフト券受取額は、「**小口出金**」として処理します。“ギフト券用の科目”を設け、ギフト券の受け取り、換金分の入金を経理処理します。

● 掛売扱い

ギフト券用の「掛売カード（又は掛売先コード）」を用意してください。



- ① 掛売方式では、POS側の設定で「定額給油」での給油許可ができないようです。
お客様が持っているギフト券で給油できる給油量を計算してお客様にお伝えします。
ギフト券3枚(3,000円)、レギュラー150円/ℓ (税込)であれば、20ℓまで給油できることになります。
- ② 計算した給油量を“ギフト券用の掛売カード”を使って給油します。
給油上限まで給油しギフト券を受け取ります。
- ③ 給油可能量を超えずに給油が終わってしまった場合は、千円未満の分を現金で受け取ります。
①の例で18ℓの給油で満タンとなった場合は給油代金が2,700円になるので、ギフト券2枚と現金700円を受け取るようになります。3枚もらって300円のお釣りを渡すことはできません。

【経理処理】

“**ギフト券用の掛売先**”を設け、ギフト券での掛売、換金分の入金・差額で受け取った現金を経理処理します。

1-5. POS操作・経理処理

(2) セルフSSの場合

セルフでの給油後に提示されると、売り上げの取消→ガソリンのギフト券での売り上げ再登録、といった処理が必要になるので、

“給油前にガソリンのギフト券を使用することを申し出てもらうことをお客様に告知する環境づくり”
にお取り組みください。券面にも告知文を記載しています。

21頁掲載の掲示物を計量機付近に掲示することをお勧めします。

● 現金扱い

- ① POS側の操作で、計量機が給油できる状態にします。
POS操作でご不明点があれば、POSメーカーにお問い合わせください。
- ② お客様に給油開始を案内します。
- ③ 給油終了後、給油代金とギフト券額面の差額を現金で受け取ります。
給油代金が3,500円であれば、ギフト券3枚と現金500円を受け取ります。



【経理処理】

当日のレジ内の現金残高とPOS上での現金残高の差額であるギフト券受取額は、「**小口出金**」として処理します。“ギフト券用の科目”を設け、ギフト券の受け取り、換金分の入金を経理処理します。

● 掛売扱い

ギフト券用の「掛売カード（又は掛売先コード）」を用意してください。

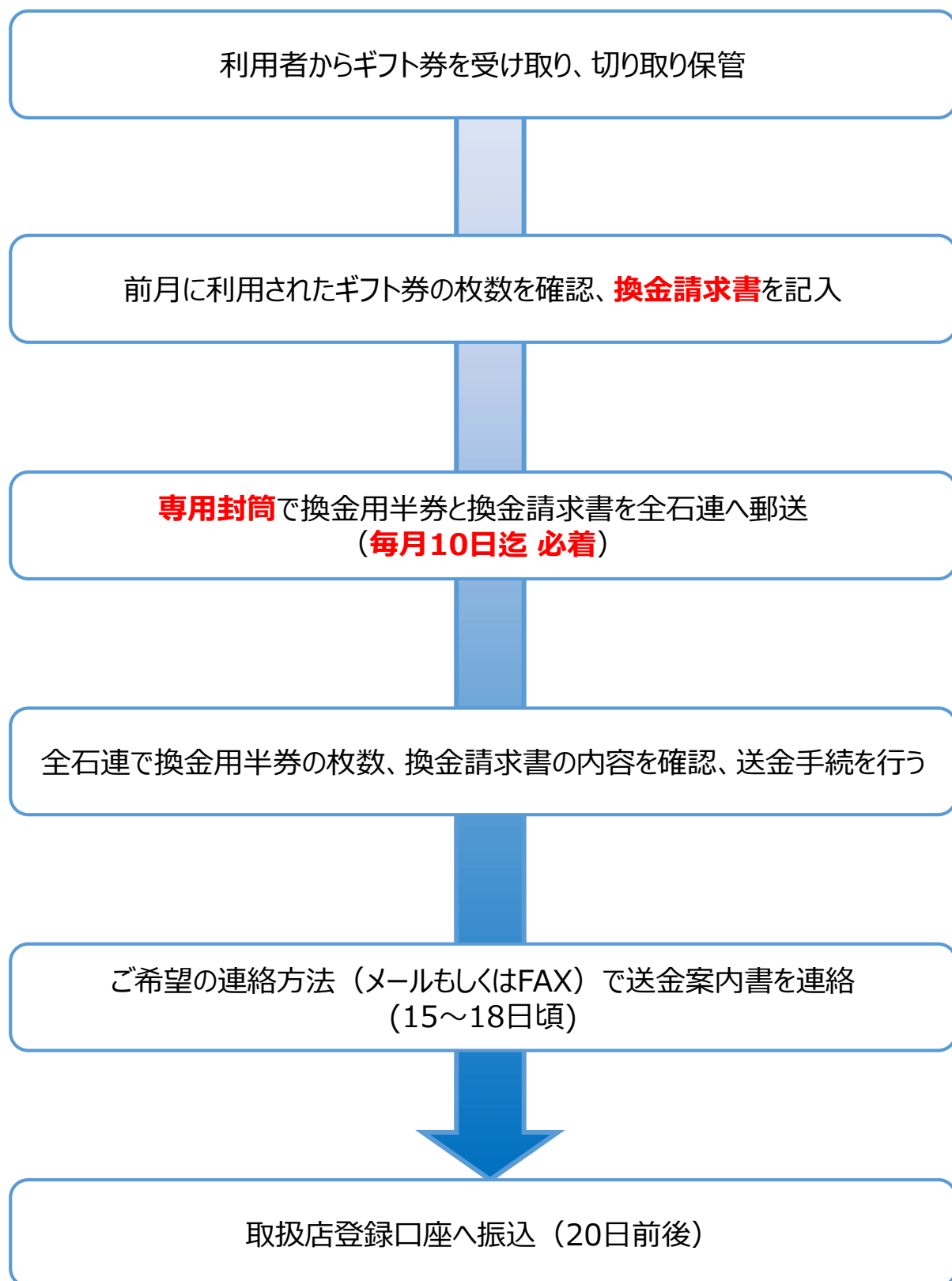


- ① 掛売方式では、POS側の設定で「定額給油」での給油許可ができないようです。
お客様が持っているギフト券で給油できる給油量を計算してお客様にお伝えします。
ギフト券3枚(3,000円)、レギュラー150円/ℓ (税込)であれば、20ℓまで給油できることになります。
- ② 計算した給油量を“定量給油”するPOS操作を行い、お客様に給油開始を案内します。
給油上限まで給油してギフト券を受け取ります。
- ③ 給油可能量を超えずに給油が終わってしまった場合は、一部を現金で受け取ることにします。
①の例で18ℓの給油で満タンとなった場合は給油代金が2,700円になるので、ギフト券2枚と現金700円を受け取るようになります。3枚受け取って300円のお釣りを渡すことはできません。

【経理処理】

“ギフト券用の掛売先”を設け、ギフト券での掛売、差額で受け取った現金、換金分の入金を経理処理します。

1-6. ギフト券の換金



1-6. ギフト券の換金 < 換金請求の準備 >

(1) ギフト券の切り離し

ギフト券の裏面に予め入っているキリトリ線に沿ってハサミ等で切り離してください。

切り離したギフト券は紛失しないように保管してください。 ※ 切り離し用のミシン目は入っていません。

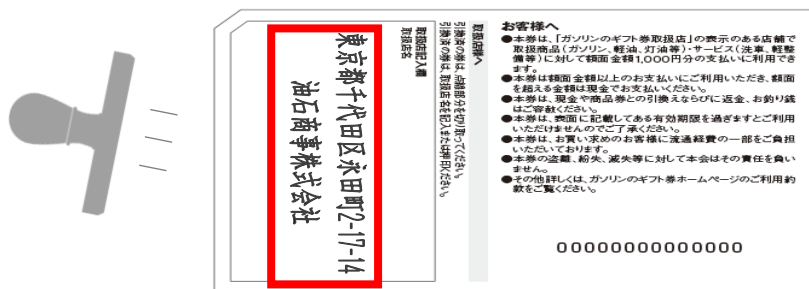


換金部分提出後も、枚数の確認でご連絡させていただくことがありますので、取扱店控えは換金手続きが完了するまで廃棄せずに保管してください。

(2) ギフト券裏面への押印

ギフト券の再利用防止のため、切り取ったギフト券の裏面の取扱店記入欄に、社印の押印もしくは社名の記載をしてください。

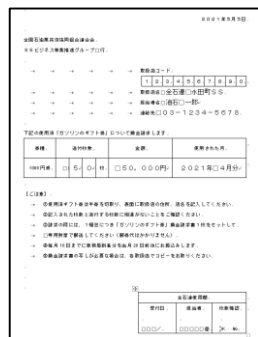
この部分に取扱店印が押されているギフト券は、利用約款に基づき利用することが出来ません。



会社印の押印もしくは社名を記入してください

1-6. ギフト券の換金 < 換金用半券、換金請求書の送付 >

(3) 換金請求書の記入

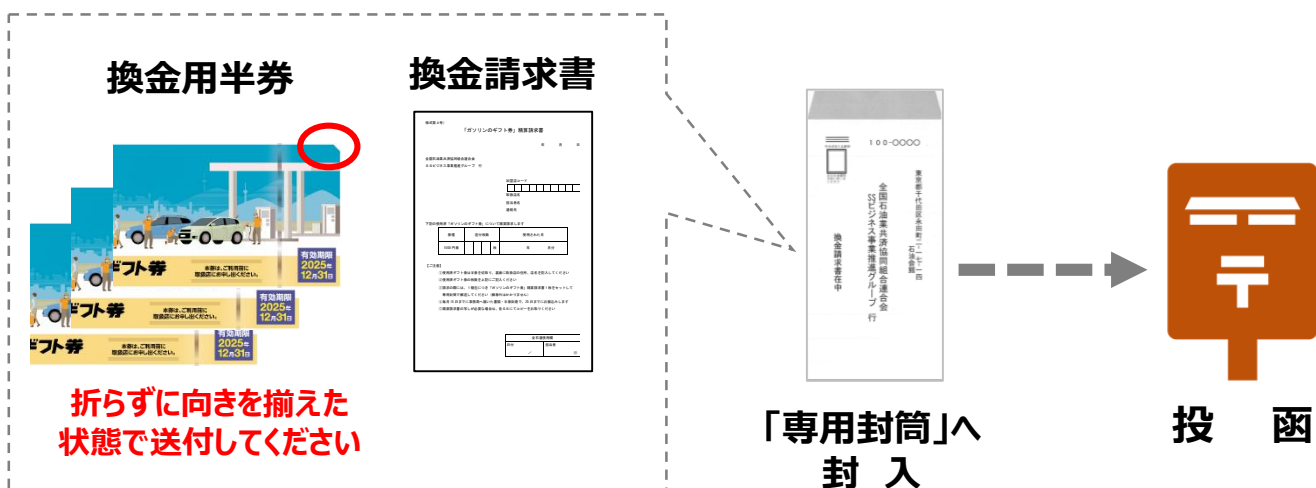


【記入時の注意事項】

- ① 送付枚数を確認し、枚数をご記入ください。
- ② 請求の際には1梱包につき「ガソリンのギフト券 換金請求書」1枚として必要事項をご記入いただき、SSビジネス事業推進グループ宛に専用封筒で郵送してください。
- ③ 換金スケジュールは次頁の通りとなります。

(4) 換金用半券・換金請求書の投函

利用されたギフト券の換金用半券、換金請求書を取扱店キットに含まれている「専用封筒」で送付してください。



- ※ 複数の取扱店を運営されている場合、1枚の請求書に合算して送付してください。
- ※ 郵送料は全石連が負担いたします。

<送付先> (専用封筒に印字されています)

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館

全国石油業共済協同組合連合会 SSビジネス事業推進グループ 宛

TEL : 03-3593-5820

1-6. ギフト券換金 < 換金スケジュール >

毎月、月末までに利用されたものを**翌月10日迄必着**で全石連へ送付いただくと、20日頃に送金いたします。なお、**換金に当たって取扱店側の手数料負担はありません。**

① 1日～10日：当月利用分を翌月10日迄（全石連必着）までに送付



② 1日～順次：全石連で換金用半券の電算処理・換金額の確定



送付されてきた換金用半券の枚数を確認。換金請求書の内容に相違があれば取扱店に確認。

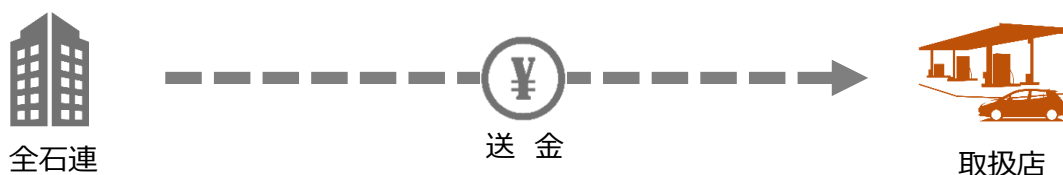
③ 15～18日：換金額の送金案内の連絡（メール・ファックス）



送金案内書は、「ガソリンのギフト券」取扱店申込書で指定された方法で連絡します。

- ◆ 指定されたメールアドレスにPDF化した送金案内書（パスワード付）を送付
- ◆ 指定されたFAXに送金案内書を送信

④ 20日前後：指定口座への送金



銀行経由で指定された口座に入金されます。振込人は、「ゼンセキレン」と記載されます。

1-7.ギフト券の販売 < 直売方式での購入方法 >

ギフト券の購入は下記の2通りの方法で対応いたします。

なお、これとは別に「SSが販売店として登録し、全石連から販売店価格で購入したギフト券をお客様に販売する」という販売店制度があります。

販売店制度の詳細については、25頁以降の第2章、「販売店ガイド」をご覧ください。

石油組合による注文取次

石油組合から、
「購入申込書」取寄せ

必要事項を記入のうえ、
石油組合に送付（FAX）

石油組合で内容確認のうえ、
全石連へ送付

購入者へ商品代金、送料等含めた
請求書を送付

WEBからの購入

ガソリンのギフト券HPにアクセス

HPトップページの
「ギフト券のお申込み」をクリック

申込画面で必要事項を入力する

請求金額と指定した支払方法での
案内メールが届く

銀行振込・コンビニ支払いで支払

入金確認後、3営業日以内に発送、お届け

SSが全石連からギフト券を仕入れてお客様に販売する
販売店制度については、25頁の「販売店ガイド」をご覧ください。

1-7.ギフト券の販売 < 包装資材 >

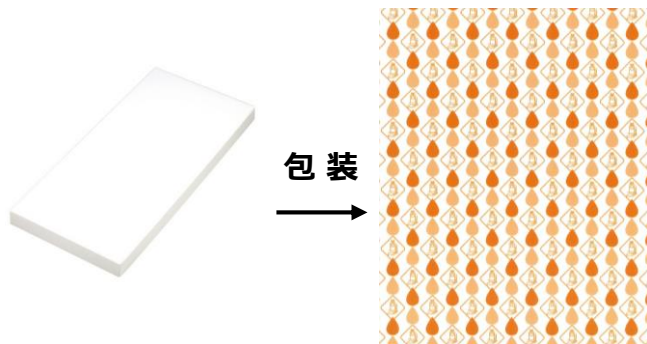
ギフト券の包装資材（化粧箱、熨斗など）は下記のものをご用意しております。

① ギフト券封入用資材

封筒：無料



化粧箱：有料



50枚程度封入可

包装紙

化粧箱は包装紙で簡易包装いたします。
<化粧箱利用のイメージ>



② のし掛け（名入れは致しておりません。）

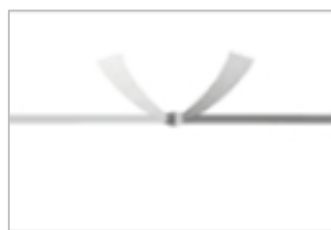
慶事用



慶事用



弔事用



1-8.webサイト

ギフト券利用者、また取扱店・販売店向けに、webサイトを開設しています。
webサイトには、以下の機能を提供しています。

- ・取扱店、販売店の検索
(都道府県別検索、系列別検索、現在地周辺の検索、フリーワード検索)
- ・一般ユーザーのギフト券の購入申込
- ・取扱店の登録・販売店の登録
- ・販売店のギフト券購入申込

※取扱店とは、ガソリンのギフト券を使えるSSをいいます。
販売店とは、ガソリンのギフト券をユーザーに販売するSSをいいます。

サイトへのアクセス方法

- ギフト券裏面のQRコードからアクセス



- 検索サイトで「ガソリンのギフト券」で検索しアクセス

ガソリンのギフト券

検索

- URLを直接入力してアクセス

<https://gasoline-gift.zensekiren.or.jp>

TOPページ(取扱店検索画面)

【お知らせ】10月より、利用可能エリアが広がります！

あなたの近くの
ガソリンのギフト券が使える・買えるお店を探せます

取扱店を探す

あなたの近くのガソリンのギフト券って？

販売店検索
都道府県やブランドを選んで、販売店の検索が出来ます。

都道府県検索
都道府県を指定し該当する取扱店一覧を表示できます。

現在地検索
現在地から半径5km以内の取扱店一覧を表示できます。

系列検索
調べたい系列のチェックボックスを選択して検索することができます。

フリーワード検索
店舗(SS・燃料店)名、住所等を入力して検索することができます。
※会社名の検索はできません

取扱店を探す

条件を指定して探す

GPSで現在地付近を探す

都道府県
都道府県から店舗を絞り込みできます
都道府県を選択

ブランド
ブランドを選択できます
ブランドを選択

フリーワード
店舗名や住所などから店舗を検索できます
ここに文字を入力

探す

☐ ギフト券購入可能店舗のみ表示

1-8.webサイト

検索結果画面（掲載情報）

取扱店申込時に提出いただいた「取扱店情報届出書」の情報を掲載します。
掲載内容は随時変更できますので、変更が必要となった場合は全石連までご連絡ください。



永田町SS

サンプル石油株式会社

「GUV」ギフト券販売店



店舗(SS・燃料店)写真

店舗外観、内観写真等を3枚まで表示します。

ファイル形式：jpg、png

サイズ：1枚につき8MB迄

掲載する写真は、店舗名を明記の上、下記メールアドレスへご送付ください。右側の二次元コードからも送付可能です。
gasoline-gift-ss@zensekiren.or.jp



電話番号 0335935820

住所 100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14

営業時間 24時間営業

定休日 年中無休

店舗タイプ



フル&セルフサービス

サービス

✓ 洗車

✓ オイル交換

✓ 車検・点検

✓ タイヤ交換

✓ カーメンテナンス

✓ レンタカー

取り扱い油種

✓ ハイオク

✓ レギュラー

✓ 軽油

✓ 灯油

店舗(SS・燃料店)情報

系列、店名、住所、電話番号、
営業時間、定休日、取扱サービス、
営業形態（フル/セルフ/スプリット/燃料店）、販売店の登録状況を掲載します。

特記事項 1/1～2は休業します。

周辺地図

Google Map上での位置を表示させます。



1-8.webサイト

ギフト券申込画面（お申込フォーム）

TOP > ギフト券のお申し込み > 必要事項入力フォーム

ギフト券のお申し込み

必要事項入力フォーム

申し込みギフト券の枚数を選択して、ご購入者様の情報を入力してください

申し込み枚数(半角)	0 枚	※1,000円/枚 (1,000円券) ※250枚まで	
包装 (半角)	封筒 (無料) 0 枚	外箱 0 箱	

お名前 (全角)

お名前 (全角カナ)

会社名

部署名

郵便番号 (ハイフンなし)

住所

電話番号 (ハイフンなし)

メールアドレス

メールアドレス (確認)

ギフト券発送先

法人/個人

発送先の情報を入力してください

お名前 (全角)

お名前 (全角カナ)

会社名

部署名

ご住所

電話番号 (ハイフンなし)

お支払い方法を選択してください

お支払い方法 ①

期日、時間帯指定などのご希望がございましたらご記入ください

備考欄

合計金額はお申し込み完了後のお電話、メールにてご案内いたします

※ 別送、数量別送、部以半額送は不可です。
※ 1枚1,000円以下となります。詳しくはこちら

プライバシーポリシーに同意いただき、
ご利用規約、ギフト券についてを一読いただいております。お申し込みください。

同意して申し込み

全石連について | 利用規約 | よくあるご質問 | プライバシーポリシー
特定商取引に関する法律に基づき表記 | お問い合わせ

全石連石油業共済協同組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目17-14 石油会館
TEL: 03-3593-5811 / FAX: 03-3580-9245

全石連石油業共済協同組合連合会より、全石連石油業共済協同組合連合会（以下全石連）が、全石連石油業共済協同組合連合会（以下全石連）の取組を受けて実施しております。
© 2014 全石連 INC.

申込情報の入力

- ギフト券の申込枚数
 - 包装資材の数（封筒、箱）
 - 熨斗の有無（3種類から選択）
- ※ 名入れは対応していません
- お申込者情報（住所・電話・メール）
 - 発送先情報
 - 配送日時指定（10日後～）
 - 支払方法（銀行振込、コンビニ払い）
- ※ 申し込み時点で金額未確定
- ※ サイト上での支払いはできません
（クレジットカード・電子マネー等）

申込内容の確認・支払

左記フォームより申込後、送料、梱包資材費含めた請求金額を本会からメールでご連絡するとともに、ご希望の支払い方法についてご案内します。

商品発送

入金確認後、3営業日以内に
佐川急便で発送いたします。

1-9. 取扱店に関するQ&A

利用について

● Q1 お釣りは出せますか？

おつりは出せません。額面と等額でご利用頂くか、額面以上のお買い上げにご利用頂く際は、現金等と併用してください。

● Q2 利用したとき領収書は発行できるですか？

取扱店側で発行することに問題はありません。

● Q3 使用したギフト券が再度使われることを防ぐ仕組みはあるのですか？

ギフト券が使用された取扱店でギフト券の所定部分を切り取ることで再利用を防ぐことにしています。
裏面の「取扱店欄」に社印の押印又は署名をしていただくことで再利用を防ぐことにしています。

● Q4 お釣りは出せないということですが、定額給油の注文で指定額前に満タンになったらどうすればいいですか？

例えばギフト券2枚で2,000円分給油と言われたが、1,500円分で満タンとなってしまった場合は、1,000円をギフト券、500円を現金でという運用が妥当ではないかと思われます。なお、結果的に1,000円未満となってしまった場合には、現金支払いに変更するか、ギフト券ではお釣りが出せないことを了承していただくことになります。

● Q5 車検や点検、配達する灯油やタイヤの支払いに使ってもいいですか？

ギフト券の使える商品・サービスは取扱店で自由に決められる運用になっています。

● Q6 ガソリンのギフト券をノベルティとして使おうと思うのですが、利用は自社限定と案内してもいいですか？

取扱店であれば広く利用できるギフト券ですので、「自社以外では使えません」という案内はしないでください。
「自社で使えます」や「ぜひ自社でご利用ください」という案内は構いません。

その他

● Q7 取扱店でギフト券を販売できるのですか？

従来は取扱店でのギフト券販売はできませんでしたが、「販売店登録」を行うことで可能となりました。
販売店登録をご希望の場合は、全石連までご連絡下さい。専用の用紙をご送付します。
将来的には、webページでの登録も可能となる予定です。

● Q8 ラッピングや熨斗袋は付けられますか？

ギフト券封入用の封筒、熨斗は無料に対応します。贈答用の箱、ラッピング包装は有料です。

● Q9 偽造される可能性は？気づかずに偽造ギフト券を受け取った場合、取扱店の負担になりますか？

3種類の偽造防止策を採用しています。判別方法は本マニュアルの6頁に記載しています。
万が一取扱店で偽造ギフト券に気づかず交換された場合も、当該利用分は換金します。

● Q10 曜日により営業時間が違う。HP上でギフト券が使用できる時間等含めわかるようにしてほしいです。

取扱店の情報を登録する様式の中の「ギフト券の使える時間欄」、「備考欄」に「ご来店前に営業時間をお問い合わせください」等とご記入ください。
登録内容は随時変更できますので、変更が必要となった場合は本会又は石油組合迄ご連絡ください。

● Q11 ギフト券のことでお客様からクレームを寄せられたが、どのように対応すればよいですか？

ギフト券に関するクレームは全石連で対応いたします。お客様のご連絡先を全石連にお知らせいただくか、お客様に全石連（03-3593-5820）までご連絡いただくようご対応ください。

1-10. 様式・周知ツール・約款

様式類

- 様式第1号 取扱店申込書
- 様式第2号 取扱店情報届出書
- 様式第3号 取扱店登録通知書・取扱店キットの送付案内
- 様式第4号 換金請求書
- 様式第5号 購入申込書
- 様式第6号 取扱実績確認書

各種様式については、「石油広場」からもダウンロードできます。

<http://www.zensekiren.or.jp/06contents06/12>

周知ツール

- 取扱店周知用ポスター
- 利用上のお願いPOP
- ガソリンのギフト券のご案内

約款

- ガソリンのギフト券 利用約款
- ガソリンのギフト券 取扱店約款

様式類と周知ツールは全石連公式ホームページ・石油広場からダウンロードできます。

全石連 公式HP「石油広場」 URL : <http://www.zensekiren.or.jp/>

「各種情報」→「ガソリンのギフト券 様式類・販促ツール」の順でアクセスしてください

1-10. 様式・周知ツール・約款

周知ツール

①取扱店周知用ポスター



②利用上のお願いPOP



ガソリンのギフト券のご案内（法人PR向け資料）



法人向けにPRを行う際に使用することを想定した、ガソリンのギフト券のご案内資料です。

ガソリンのギフト券 取扱店約款

第1条（本約款の目的）

全国石油業共済協同組合連合会（以下、「全石連」という。）が発行するガソリンのギフト券（資金決済に関する法律（平成21年法律59号）第3条第1項第1号が定める前払式支払手段。以下「ギフト券」という。）を取扱う取扱店（以下、「取扱店」という）は、本約款に従って、全石連と取引を行うものとする。

第2条（取扱店の資格）

取扱店は、全石連の会員である石油協同組合の組合員でなければならない。

第3条（取扱店の申込、審査、登録）

- 1 取扱店になろうとする者は、全石連に対して所定の申込書を提出する。
- 2 全石連は、前項の申込の内容が、資金決済に関する法律、関連法令、及び一般社団法人日本資金決済業協会の定める自主規制（以下、これらを合わせて「法令等」という。）に適合することを審査する。
- 3 全石連は、前項の審査の結果、申請者を取扱店として登録する場合は、取扱店コード、登録日を申請者に通知する。
- 4 申請者は、前項の登録日をもって取扱店となる。

第4条（取扱店の表示、協力）

- 1 取扱店は、全石連が提供する取扱店である旨を表示するポスター等を店舗又は施設内の見やすい場所に掲示する。
- 2 取扱店は、全石連からギフト券の告知に関して、店舗又は施設内の見やすい場所へポスターを掲示すること、あるいはチラシの配布等を求められたときは、これに協力する。
- 3 取扱店は、第14条に基づき本約款に基づく取引を終了したときは、直ちに第1項のポスター等を撤去しなければならない。

第5条（販売商品、ギフト券との引換）

- 1 取扱店が、ギフト券と引換えに販売する商品（役務を提供する場合を含む。以下、「商品等」という。）は、次のものに限る。
 - 一 取扱店が、取扱店の店舗又は施設内で販売する商品等
 - 二 その他全石連が承認した商品等
- 2 取扱店は、ギフト券と引換えに次の商品等を販売してはならない。
 - 一 公序良俗に反する商品
 - 二 禁制品
 - 三 青少年の育成に不適切と認められる商品
- 3 取扱店は、商品と引換えにギフト券を回収するにあたり、取扱要項を遵守しなければならない。
- 4 取扱店は、全石連から次の照会を受けたときは、すみやかに回答しなければならない。
 - 一 商品等に関する照会
 - 二 ギフト券の取扱いに関する照会
 - 三 ギフト券の管理の状況に関する照会
- 5 取扱店は、偽造又は変造されたギフト券を発見したときは、すみやかに全石連に報告しなければならない。

第6条（換金請求）

取扱店は、商品と引換えに回収したギフト券を、全石連が指定する一定期間ごとに、全石連が指定する場所へ送付して、換金請求を行う。

第7条（情報の提供）

- 1 全石連は、一般消費者に対して、ギフト券の取扱い、使用方法、その他ギフト券に関する情報を、全石連のホームページ、又はその他の媒体により、常時提供し、ギフト券の普及に努める。
- 2 全石連は、取扱店に対して、前項と同様の手段により、ギフト券の取扱いに関する情報を適宜提供する。これらの事項に追加、変更があったときも同様とする。
- 3 全石連は、取扱店からギフト券の取扱いに関する質問を受けたときは、すみやかに回答する。

第8条（表明）

- 1 取扱店は、現時点及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）であること
 - 二 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること
 - 三 反社会的勢力を利用していること
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 取扱店は、自ら又は第三者を利用して、全石連又はその関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを、確約する。

ガソリンのギフト券 取扱店約款

第9条（取引停止、登録の取消し）

- 1 全石連は、取扱店に次の事項に該当する疑いが生じたときは、取扱店に対し、いつでも照会し、釈明を求めることができる。
 - 一 第5条2項で定める商品等を販売していること
 - 二 第8条の表明に反すること
 - 三 全石連が取扱店に報告又は照会を求めた事項につき、重大な事実の相違又は虚偽があること
- 2 全石連は、前項の照会・求釈明に対する回答が取扱店からなされるまでの期間、本約款に基づく取引を停止することができる。
- 3 全石連は、取扱店が第1項各号に違反したことが判明したとき、又は第1項の照会・求釈明に対し、合理的な期間内に誠実な回答を行わないときは、ただちに取扱店の登録を取り消すことができる。
- 4 取扱店は、全石連が前2項に基づき、取引を停止し、又は登録を取消した場合、全石連に対し、名目・理由を問わず、金銭の請求をすることができない。

第10条（譲渡禁止等）

取扱店は、本約款に基づく地位又は個別の取引によって生ずる金銭債権を、第三者に譲渡し、又はこれに質権、もしくは譲渡担保その他の権利の設定を行ってはならない。

第11条（個人情報の保護及び秘密保持）

- 1 取扱店は、ギフト券の取扱いに関連して知ったギフト券の保有者に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律第4章の定めに従って、適切に取り扱わなければならない。
- 2 全石連は、取扱店を通じて前項の情報を入手した場合、全石連の個人情報保護方針に従って適切に管理する。
- 3 全石連又は取扱店は、本約款又は個別の取引に基づき、相手方から開示された相手方の事業に関する秘密を、第三者に漏えいしてはならない。

第12条（届出）

- 1 取扱店は、次の事項が生じた場合、ただちに全石連に対し届出なければならない。
 - 一 営業を停止したとき
 - 二 揮発油販売業を廃業したとき
 - 三 石油協同組合を脱退したとき
 - 四 商号、代表者、本店住所、主要株主に変更が生じたとき
- 2 取扱店が本店住所の変更の届出を怠り、全石連が取扱店の従来の住所に通知をした場合、その通知は通常到達すべき時に取扱店に到達したものとみなす。

第13条（取扱店の脱退）

取扱店は、ギフト券の取扱いをやめるときは、1か月前までに全石連に対し、取扱店からの脱退の通知を行うことにより、本約款に基づく取引を終了することができる。

第14条（取引の終了）

本約款に基づく取引は、次の事由により終了する。

- 一 全石連が、第9条第3項に基づき、取扱店の登録を取消したとき
- 二 取扱店が、第12条第1項目第一号から第三号に該当したとき
- 三 取扱店が、前条に基づき、取扱店から脱退したとき
- 四 全石連が、法令に基づき、ギフト券の発行を停止又は終了したとき

第15条（紛争の処理、合意管轄）

全石連と取扱店との間で、本約款の解釈、契約の履行方法、その他の事項に関して疑義が生じ、あるいは紛争が発生したときは、双方誠意をもって協議解決する。万一訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第1審の専属管轄とする。

第16条（本約款、取扱要領の改定）

- 1 全石連は、法令等の変更にともない、取扱店の同意なく、本約款及び取扱要領を変更することができる。
- 2 前項の場合、全石連は、変更の効力発生日の1か月前までに、本約款または取扱要領を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を全石連のホームページにて告知する。

第17条（附則）

この約款は、令和3年4月1日から効力を生ずる。

以上

ガソリンのギフト券 利用約款

第1条（本約款の目的）

全国石油業共済協同組合連合会（以下、「全石連」といいます。）が発行するガソリンのギフト券（資金決済に関する法律（平成21年法律59号）第3条第1項第1号が定める前払式支払手段。以下、「ギフト券」といいます。）の所有者（以下、「お客様」といいます。）は、全石連作成の『ガソリンのギフト券利用約款』に基づいて、ギフト券を利用することができます。

第2条（利用可能店舗）

ギフト券は、ギフト券の取扱店（以下、「取扱店」といいます。）であることを示すポスター等の表示があるガソリンスタンド等の施設でご利用できます。

第3条（有効期限）

ギフト券は、券面に記載された有効期限を過ぎるとご利用できません。

第4条（利用方法）

1 お客様は、ギフト券を取扱店に提示し、これと引き換えることにより、ギフト券に記載された額面金額（以下、「額面金額」といいます。）と同額の商品を購入し、又はサービスを受けること（以下、「商品の購入等」といいます）ができます。

2 商品、及びサービスの内容は、各取扱店によって異なります。

3 お客様は、現金と併用することにより、額面金額を超える金額の商品の購入等を行うことができます。

4 ギフト券を利用して額面金額未満の商品の購入等をして、お釣りを受け取ることはできません。

5 ギフト券は、現金又は他の商品券と引換えることができません。

6 ギフト券の払戻しは、資金決済に関する法律第20条第1項に定める場合を除き、できません。

第5条（利用できない場合）

お客様は、次の場合は、ギフト券を利用することができません。

- (1) ギフト券に記載された有効期限が経過しているとき
- (2) ギフト券裏面の引換店欄に、取扱店のスタンプ等があるとき
- (3) ギフト券裏面の指定部分が、切り取られているとき
- (4) ギフト券の3分の1以上が滅失したとき
- (5) ギフト券記載の専用管理コードが、汚損等により判読できないとき
- (6) ギフト券が偽造又は変造されたものであるとき
- (7) お客様が、ギフト券を違法に取得したとき、又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき
- (8) 前2号の疑いがあることに、相当の理由があるとき
- (9) 反社会的勢力である又はその疑いがあると全石連が判断したとき

第6条（免責）

全石連は、次の場合にお客様が受ける不利益について、一切の責任を負いません。

- (1) ギフト券に、前条各号の事由が生じたとき
- (2) ギフト券が盗難にあったとき、又は紛失・滅失したとき
- (3) お客様がギフト券を利用して購入した商品又は受けたサービスに、欠陥、不良品その他の問題があったとき

第7条（仕様の変更）

商品券の仕様は、予告なしに変更になる場合があります。

第8条（問い合わせ先）

お客様からの問い合わせ先は以下のとおりです。

全石連 03-3593-5820

午前9時～午後12時 午後1時～午後5時（土・日・祝祭日、年末年始等を除く）

gasoline-gift-soudan@zensekiren.or.jp

第9条（本約款の変更）

1 全石連は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本約款を変更することができます。

(1) 変更内容がお客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 変更内容が本約款に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 全石連は、前項にもとづいて本約款を変更するときは、本約款を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、全石連のインターネットホームページにおいて（前項第2号の場合についてはあらかじめ）公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

第10条（附則）

この約款は、令和3年4月1日から効力を生じます。

以上

2-1. 販売店制度の概要

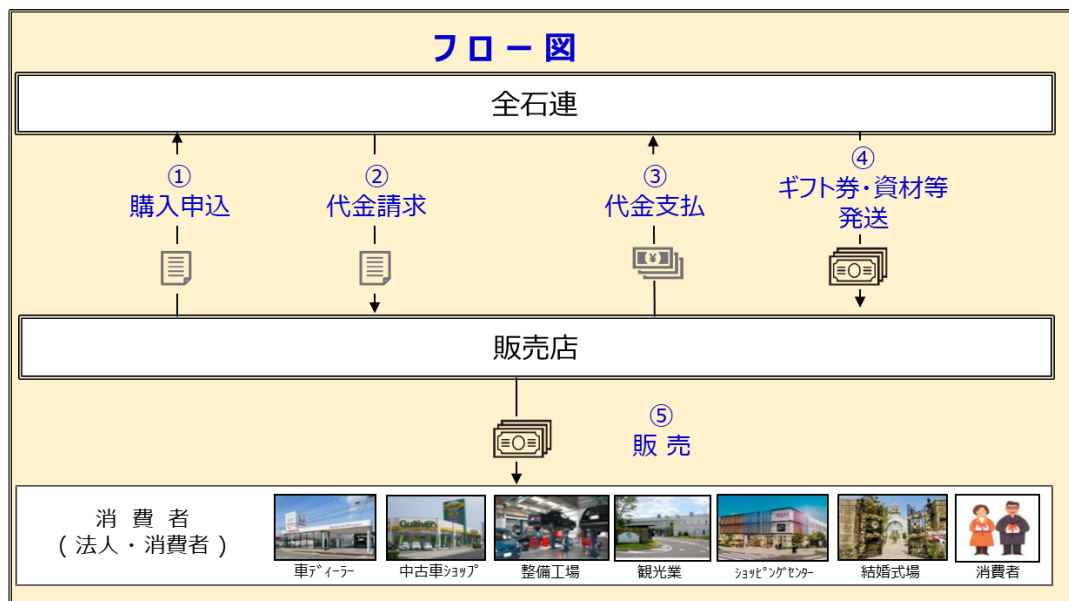
販売店制度は、本会に販売店登録をした取扱店が、本会からギフト券を仕入れ、個人および法人に販売を行うものです。

販売店の資格は、下記に該当する方です。

(1) 全石連の会員である石油協同組合およびその組合員

(2) 前号のほか、全石連が特に認めた者

注文から納品までの流れは、以下の通りです。



2-2. 販売店の掲示

販売店の登録が完了しましたら、全石連から下記の書類等を送付します。

①「ガソリンのギフト券」販売店コードのご案内

販売店コードは、販売店価格でのギフト券の購入時に必要となります。

②販売店価格表

ギフト券の販売店価格や、提供資材の価格等を掲載しています。

③販売店掲示シール

販売店掲示シールは、取扱店掲示ポスターに貼り付けてお使い下さい。

<販売店掲示シール>



縦9cm×横23cm

※デザインは変更となる場合があります

<貼り付け例>



2-3. 販売店制度の取引条件

1. 価格

販売店価格表に記載された価格となります。

2. 購入方法

公式webサイトからのお申込、または購入申込書のFAXか郵送でお申込みください。

3. 注文単位

50枚から、50枚単位で承ります。販売店における販売目標設定はなく、購入義務もありませんが、webサイトで「ギフト券販売店」として表示されるため、ギフト券を購入したいユーザーへすぐ販売できるよう、ご購入にご協力ください。

4. 支払方法

銀行振込とコンビニ決済があります。

銀行振込の振込手数料、コンビニ払のコンビニ払手数料は、販売店負担となります。
入金を確認後にギフト券等を発送します。

5. 送付方法等

佐川急便（貴重品扱い）で発送します。送料は無料です。

注文から配送までに要する日数は、銀行振込で約4日、コンビニ払いで約7日です。

6. 提供資材について

下表の提供資材を用意しています。

ギフト券と同時に申し込みの場合は、送料はかかりません。

提供資材の詳細については、15頁をご覧ください。

	内 容	注文単位
無 料	専用封筒	10枚より10枚単位
	お客様向け「ガソリンのギフト券」ご利用の手引き	封筒と同数
有 料	贈答用小箱	10枚より10枚単位
	のし 紅白蝶結び	10枚より10枚単位
	のし 紅白結びきり	10枚より10枚単位
	のし 黒白結びきり	10枚より10枚単位

※一般のお客様としてご購入いただく場合とは価格体系が異なります。

7. 交換・返品

ご購入いただいたギフト券は、汚損・破損の場合を除き、交換・返品はできません。

到着したギフト券に汚損・破損があった場合は、到着後3日以内に全石連までお知らせください。

2-4. ギフト券の注文方法

1. Web申込

ガソリンのギフト券 全石連

取扱店を探す ギフト券のお申し込み よくあるご質問 お問い合わせ **組合員はこちら**

お知らせ：山形地方でガソリンギフト券が使える店舗が追加されました！

販売店コードを入力すると、下記の画面となります。

「組合員はこちら」をクリック。

必要事項入力フォーム

申し込むギフト券の枚数を選択して、ご購入者の情報を入力してください。

購入枚数 50枚以上、50枚単位で購入可能	必須	1000円券	-	50	+	枚
包装（封筒・外箱）	任意	封筒（無料）		0		枚
		外箱（100円/箱）		0		個
包装（のし）	任意	紅白蝶結び		0		枚
		黒白蝶結び切り		0		枚

注文枚数などを入力。

会社名	必須	例：株式会社全石	
担当者名	必須	姓 例：山田	名 例：太郎
郵便番号（ハイフンなし）	必須	例：0123456	
住所	必須	例：東京都渋谷区恵比寿1-1-1	
連絡先（ハイフンなし） ※いずれか必須	※ 必須	TEL 例：03112345678	FAX 例：03112345678
メールアドレス	必須	例：zenseki@mail.com	
お支払い方法	必須	☒ 銀行振込 ☐ コンビニ決済	

振込手数料は購入者負担。コンビニ決済1件あたり121円です。

販売店登録の情報が自動入力されます。
(変更が必要な場合は手動で変更してください)

入力内容の確認画面が表示され、「以上の内容で送信」を押すと正式に注文となります。

2. 購入申込書

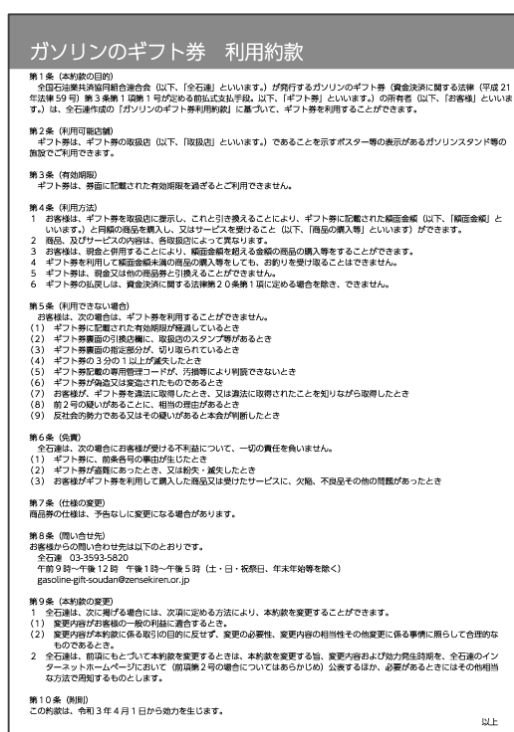
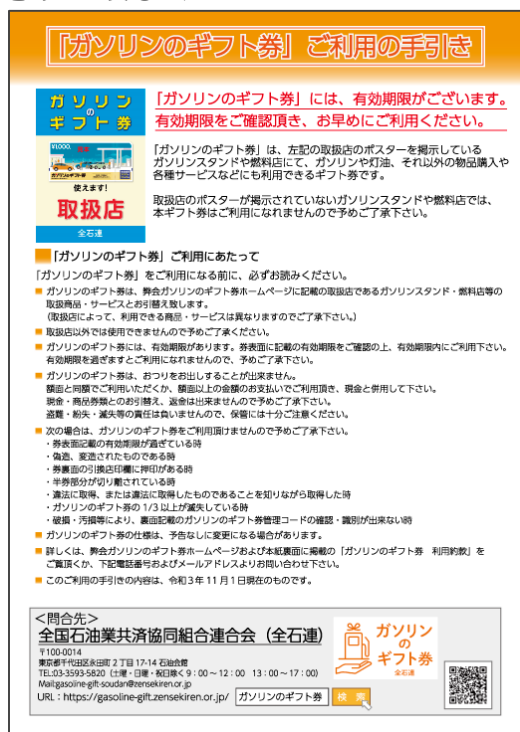
購入申込書は全石連公式ホームページ・石油広場からダウンロードできます。

全石連 公式HP「石油広場」 URL：<http://www.zensekiren.or.jp/>

「各種情報」→「ガソリンのギフト券 様式類・販促ツール」の順でアクセスしてください。

ご記入いただいた申込書は、全石連へFAXか郵送でご送付ください。

- ・ギフト券の希望小売価格は、1,100円としています。
- ・ギフト券は消費税の非課税対象のため、消費税課税の対象とはなりません。
販売の際には十分ご注意ください。
- ・取扱店のリストの一覧を、webサイトで提供しています。
- ・販売の際には、「ガソリンのギフト券」ご利用の手引き(下)を封筒に同封するなどし、必ずお渡しください。



表面

裏面

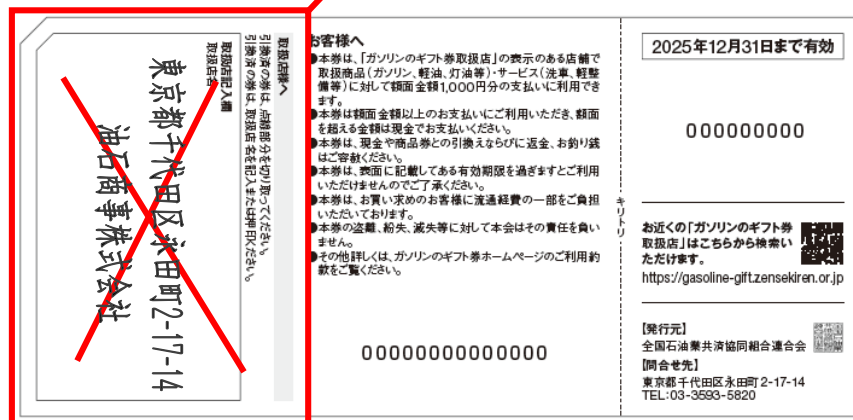
- ・ギフト券の裏面には「取扱店記入欄」という欄がありますが、こちらはギフト券を使用したSSで記入・押印する部分ですので、販売店でお客様へ販売する際に記入・押印はしないでください。

取扱店記入欄は…

赤枠部分：取扱店記入欄

・お客様に渡すときは空白のまま

・お客様から受け取ったら記入・押印



2-6. 販売店に関するQ&A

● Q 1 取扱店と販売店はなにが違うのですか？

取扱店はギフト券を利用できるSS、販売店はギフト券が利用でき、かつ販売も行っているSSを指します。

● Q 2 ギフト券に消費税はかかりますか？

ギフト券は非課税商品のため、消費税は発生しません。

● Q 3 取扱店は必ず販売店にならないといけませんか？

販売店の登録は任意です。後からの登録もできます。

● Q 4 全ての取扱店が販売店登録をしなければなりませんか？

指定する取扱店だけを登録することも可能です。追加・取消はいつでもできます。

● Q 5 販売店は、ギフト券を一定数在庫する必要がありますか？

在庫義務はありませんが、webサイトの「ギフト券販売店」の表示を見たユーザーが来店した際に対応できるよう、一定数の常備にご協力ください。

● Q 6 在庫しているギフト券の返品や、有効期限が新しい券への交換はできますか？

到着後3 日以内に発見された汚損・破損を除き、購入後の返品はできません。
有効期限が近付いてきたギフト券は、自社のノベルティ等でご活用ください。

ガソリンのギフト券 販売店約款

第1条（本約款の目的）

全国石油業共済協同組合連合会（以下、「全石連」という。）が発行するガソリンのギフト券（資金決済に関する法律（平成21年法律59号）第3条第1項第1号が定める前払式支払手段。以下、「ギフト券」という。）を販売する者（以下、「販売店」という。）は、本約款に従って、全石連と取引を行うものとする。

第2条（販売店の資格）

販売店は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）全石連の会員である石油協同組合およびその組合員
- （2）前号のほか、全石連が特に認めた者

第3条（販売店の申込、審査、登録）

- 1 販売店になろうとする者は、全石連に対して、所定の申込書を提出する。
- 2 全石連は、前項の申込みの内容が、資金決済に関する法律、関連法令、及び一般社団法人日本資金決済業協会の定める自主規制（以下、「法令等」という。）に適合することを審査する。
- 3 全石連は、前項の審査の結果、申込者を販売店として登録することを決定した場合は、申込者へ、販売店コード、登録日を通知する。
- 4 申込者は、前項の登録日をもって販売店となる。

第4条（売買）

- 1 全石連は、次条に従い、販売店に対して、ギフト券を売渡し、販売店はこれを買受ける。
- 2 全石連は、販売店に対し、ギフト券にかかる事業に関して、いかなる代理権も付与しない。

第5条（ギフト券の販売）

- 1 ギフト券の販売価格、販売数量の単位等は、全石連が定める。
- 2 販売店は、全石連に対して、全石連の指定する方法により、ギフト券および副資材（以下、「ギフト券一式」という。）の購入を申込む。
- 3 全石連は、前項の申込みに対して、承諾および代金の請求を、一括して行う。
- 4 販売店は、前項の請求を受けた後、すみやかに、全石連の指定する銀行口座に振込む方法により、代金を支払う。振込手数料は販売店の負担とする。
- 5 全石連は、前項の代金の入金確認後、販売店の指定する場所において、ギフト券一式を引渡す。引渡しにかかる費用は全石連の負担とする。
- 6 販売店は、前項の引渡しの後、直ちに、ギフト券一式を検認し、毀損汚損等を発見した場合は、全石連へその旨を文書をもって通知する。
- 7 全石連は、前項の通知を受けた場合、ギフト券一式を調査する。調査の結果、毀損汚損等を確認したときは、直ちにこれを交換する。ただし、当該毀損汚損等が販売店の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、この限りではない。
- 8 前項の規定は、販売店がギフト券一式の引渡しを受けてから3日以内に第6項の通知を行わなかった場合は、適用しない。
- 9 販売店は、全石連に対して、引渡し済みの商品券について、前3項による場合を除き、いかなる理由によっても、返品等の請求をすることができない。

第6条（届出）

- 1 販売店は、次の事項が生じた場合、直ちに、全石連へ届出なければならない。
 - （1）営業を停止したとき
 - （2）揮発油販売業を廃業したとき
 - （3）石油協同組合を脱退したとき
 - （4）商号、代表者、本店住所、主要株主に変更が生じたとき
- 2 販売店が本店住所の変更の届出を怠り、全石連が販売店の従来の住所に通知をした場合、その通知は通常到達すべき時に販売店に到達したものとみなす。

第7条（販売店の表示、協力）

- 1 販売店は、全石連が提供する販売店である旨を表示するポスター等を、店舗又は施設内の見やすい場所に掲示する。
- 2 販売店は、全石連から、ギフト券の告知に関して、店舗又は施設内の見やすい場所へポスターを掲示すること、あるいはチラシの配布等を求められたときは、これに協力する。
- 3 販売店は、本約款に基づく取引が終了したときは、直ちに、前2項のポスター等を撤去しなければならない。

第8条（商標）

- 1 販売店は、ギフト券の商標（以下、「本件商標」という。）を使用することができる。
- 2 販売店は、本件商標を、本約款に基づく取引の目的以外に使用してはならない。
- 3 販売店は、本件商標の全部または一部を改変し、もしくは本件商標を、全石連が行うギフト券事業の信用を損なう方法で使用してはならない。
- 4 販売店は、本件商標が第三者に侵害され、または侵害されるおそれがあるときは、直ちに全石連に通知しなければならない。
- 5 販売店は、本約款に基づく取引が終了したときは、直ちに、本件商標の使用を中止しなければならない。

ガソリンのギフト券 販売店約款

第9条（情報の提供）

- 1 全石連は、販売店へ、ギフト券の取扱い等に関する情報を、全石連のホームページ、又はその他の媒体により、適宜提供する。これらの事項に追加、変更があったときも同様とする。
- 2 全石連は、販売店からギフト券の取扱い等に関する質問を受けたときは、すみやかに回答する。

第10条（表明）

- 1 販売店は、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
 - （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）であること
 - （2）反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること
 - （3）反社会的勢力を利用していること
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
 - （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 販売店は、自ら又は第三者を利用して、全石連又はその関係者に対し、詐欺、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約する。

第11条（取引停止、登録の取消し）

- 1 全石連は、販売店が本約款に違反している疑いが生じたときは、販売店に対し、いつでも照会し、釈明を求めることができる。
- 2 全石連は、販売店から前項の照会・求釈明に対する回答がなされるまでの期間、当該販売店について、本約款に基づく取引を停止することができる。
- 3 全石連は、販売店について次の事項が生じた場合は、当該販売店の登録を取消することができる。
 - （1）販売店が、第1項の照会、求釈明について、合理的な期間内に誠実な回答を行わないとき
 - （2）販売店が前条の表明に反したとき
 - （3）販売店が本約款に違反し、それに対する全石連の是正要請に応じないとき
- 4 販売店は、全石連が前2項に基づき、取引を停止し、又は登録を取消した場合、全石連に対し、名目、理由のいかんを問わず、金銭の請求をすることができない。

第12条（取引の終了）

- 本約款に基づく取引は、次の事由により終了する。
- （1）全石連が、前条第3項に基づき販売店の登録を取消したとき
 - （2）販売店が、第6条第1項第1号から第3号に該当したとき
 - （3）販売店が、全石連に対して、本約款に基づく取引を終了する旨を、終了日の1か月前までに文書にて通知し、当該終了日が到来したとき
 - （4）全石連が、法令に基づき、ギフト券の発行を停止又は終了したとき

第13条（個人情報の保護及び秘密保持）

- 1 販売店は、ギフト券の販売に関連して知ったギフト券の購入者に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律第4章の定めに従って、適切に取扱う。
- 2 全石連は、販売店を通じて前項の情報を入手した場合、全石連の個人情報保護方針に従って適切に管理する。
- 3 全石連及び販売店は、相手方から開示された事業に関する秘密を、第三者に漏えいしない。

第14条（譲渡禁止等）

販売店は、本約款に基づく地位ならびに全石連に対して取得した金銭債権を、第三者に譲渡し、又はこれに質権、もしくは譲渡担保その他の権利の設定を行ってはならない。

第15条（紛争の処理、合意管轄）

全石連と販売店との間で、本約款の解釈、契約の履行方法、その他の事項に関して疑義が生じ、あるいは紛争が発生したときは、双方誠意をもって協議解決する。万一訴訟となった場合は、東京地方裁判所を第1番の専属管轄とする。

第16条（本約款の改定）

- 1 全石連は、法令等の変更にともない、販売店の同意なく、本約款を改定することができる。
- 2 前項の場合、全石連は、変更の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を全石連のホームページにて告知する。

第17条（附則）

この約款は、2021年10月1日から効力を生ずる。

ニュースレターについて

月に1回程度、不定期に「ガソリンのギフト券ニュースレター」を、全取扱店へFAXで送付しています。直近の取扱店・販売店の登録状況、販売枚数や、SSの皆様にご共有を頂きたい内容などを掲載しておりますので、是非ご確認いただき、SSの皆様へご共有くださいますようお願いいたします。

送付先は、取扱店登録を頂いているFAX番号です。



ガソリンのギフト券 ニュースレター

NO.4 2021-12-09

○登録・販売状況について

ガソリンのギフト券のネットワークが、12月8日現在で3,825店舗になりました。

10月末から118店舗増えました。

11月は、取扱店で年末の商戦商材として1,000枚の購入があったほか、住宅メーカー、ゴルフ場の方等の購入がありました。個人の方では、季節柄、クリスマスプレゼントやお歳暮としての購入が目立っています。

組合名	青森	岩手	宮城	福島	秋田	山形	新潟	長野	群馬	栃木	
枚 数	140	2,733	251	4,504	675	133	339	550	60	85	
取扱店	176	239	231	460	260	189	149	367	52	185	
組合名	茨城	千葉	埼玉	東京	静岡	山梨	愛知	富山	大阪	香川	総 計
枚 数	637	335	314	4,556	456	100	628	1,745	149	270	18,660
取扱店	281	74	61	253	146	90	207	196	57	152	3,825

※販売枚数は累計です(直売・販売店合算)

販売店も10月末比で91店舗増加しました。ギフト券をいつでも販売できるように購入される販売店も増えてきました。販売店近隣の自動車ディーラーが、車の購入者へのノベルティとしてギフト券を購入に来店したという事例も出ています。

組合名	青森	岩手	宮城	福島	秋田	山形	新潟	長野	群馬	栃木	
販売店	3	11	8	18	10	14	45	181	3	6	
枚数	-	500	-	450	-	-	250	500	50	50	
組合名	茨城	千葉	埼玉	東京	静岡	山梨	愛知	富山	大阪	香川	総計
販売店	52	5	6	7	34	6	27	76	21	49	582
枚数	550	300	50	-	400	-	500	1,600	-	200	5,400

※卸売販売数は10月からの累計です

○スタッフの皆様への周知のお願いについて

販売枚数が増える一方で、取扱店でスタッフからギフト券の利用を断られてしまったという事例も出ています。

webサイトで調べた取扱店に来店したお客様が、ギフト券を利用しようとしたところ、対応したスタッフの方に「この券は当店では利用できない」と言われてしまったというお電話がありました。

全石連より該当の店舗へ確認をしたところ、マネージャーの方はギフト券の取扱店であることを認識していましたが、対応したスタッフの方がギフト券の存在を知らなかったため、自社で利用できない券であると自身で判断してしまったということでした。

取扱店の皆様におかれましては、今一度スタッフの皆様への周知をお願いいたします。

○年末年始の営業について

年内は12月27日まで、年明けは1月4日から営業いたします。出荷は12月24日に入金確認できたものまで通常通り行います。

運送業者の混雑・配送遅延が予想されますので、ご入用の際は早めのご注文をお願いいたします。

発行：全国石油業共済協同組合連合会 SSビジネス事業推進グループ TEL:03-3593-5820

組合連絡先

組合名	電話	組合名	電話
北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111	東京都石油業協同組合	03-3593-1421
札幌地方石油業協同組合	011-822-8114	神奈川県石油業協同組合	045-641-1351
小樽地方石油業協同組合	0134-23-7151	静岡県石油業協同組合	054-282-4337
函館地方石油業協同組合	0138-23-4426	山梨県石油協同組合	055-233-5850
旭川地方石油販売業協同組合	0166-22-0444	愛知県石油業協同組合	052-322-1550
胆振地方石油販売業協同組合	0143-46-2352	三重県石油業協同組合	059-225-5981
帯広地方石油業協同組合	0155-22-1255	岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903
釧根地方石油業協同組合	0154-41-6818	富山県石油業協同組合	0764-29-8811
宗谷地方石油業協同組合	0162-23-2767	石川県石油販売協同組合	076-256-5330
北見地方石油業協同組合	0157-23-4582	福井県石油業協同組合	0776-34-3151
空知地方石油業協同組合	0125-24-6768	滋賀県石油協同組合	077-522-7369
南空知地方石油業協同組合	0126-22-5293	京都府石油協同組合	075-642-9733
留萌地方石油業協同組合	0164-42-7315	大阪府石油協同組合	06-6362-2910
日高地方石油業協同組合	0146-22-2366	奈良県石油協同組合	0742-26-1800
上川北部石油業協同組合	01654-2-3966	和歌山県石油協同組合	0734-31-6251
苫小牧地方石油業協同組合	0144-33-8515	兵庫県石油協同組合	078-321-5611
富良野地方石油業協同組合	0167-23-2412	岡山県石油商業協同組合	086-246-2040
紋別地方石油業協同組合	0158-24-2061	広島県石油販売協同組合	082-261-9431
千歳地方石油業協同組合	0123-22-2887	鳥取県石油協同組合	0859-21-1400
		島根県石油協同組合	0852-25-4488
青森県石油商業協同組合	017-722-1400	山口県石油協同組合	083-973-4400
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	徳島県石油事業協同組合	088-622-6406
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	高知県石油業協同組合	0888-31-0439
福島県石油業協同組合	024-546-6252	愛媛県石油業協同組合	089-924-3856
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665
山形県石油協同組合	023-664-2821	福岡県石油協同組合	092-272-4564
新潟県石油業協同組合	025-267-1321	大分県石油販売協同組合	097-533-0235
長野県石油協同組合	026-217-6740	佐賀県石油協同組合	0952-22-7337
群馬県石油協同組合	027-251-1888	長崎県石油協同組合	095-826-4181
栃木県石油協同組合	028-622-0435	熊本県石油販売協同組合	096-285-3355
茨城県石油業協同組合	029-224-2421	宮崎県石油協同組合	0985-24-7775
千葉県石油協同組合	043-246-5225	鹿児島県石油販売業協同組合	099-257-2822
埼玉県石油業協同組合	049-235-5111	沖縄県石油業協同組合	098-998-1871

各種問合せ先

ガソリンのギフト券に関する質問・ご不明点やお客様からの質問、苦情等がありましたら、
下記連絡先までお問い合わせください。

全国石油業共済協同組合連合会 S Sビジネス事業推進グループ



T E L 03-3593-5820

営 業 時 間 9:00～12:00 13:00～17:00
(土・日・祝祭日 年末年始等を除く平日)

F A X 03-3580-9255

E - M A I L gasoline-gift-soudan@zensekiren.or.jp

所 在 地 〒100-0014
東京都千代田区永田町2丁目17番14号 石油会館

